

SOY CMS 利用許諾契約書

2008.12.03 改定

この SOY CMS 利用許諾契約書(以下、本契約といいます)は、SOY CMS Ver1.x および各種 SOYApp(以下、本ソフトウェアといいます)利用に関して、本ソフトウェアを利用する個人または団体(以下、利用者といいます)と、株式会社日本情報化農業研究所(以下、NIA といいます)との間に締結される契約です。下記の《本契約締結の条件》に定める場合において、利用者は本契約に同意することで、本契約の条項に従った範囲で本ソフトウェアを利用することができます。

《利用許諾の対象》

本契約により利用を許諾される対象は、Ver1.x の SOY CMS および各種 SOY App です。SOY App に関しては、各 App 毎に個別のライセンスを必要とします。また、SOY CMS に関しては抜本的な設計の見直しを伴うメジャーバージョンの変更があった場合、変更後のバージョンのご利用には新たなライセンスが必要になります。また本ソフトウェアには数種のオープンソースソフトウェアが同梱されますが、それらの取扱いについては各ソフトウェアのライセンスに従ってください。

《本契約締結の条件》

本契約は、利用者もしくは仲介者が NIA に対し、本ソフトウェアを利用し運営される Web サイトについて利用ソフトウェアの種類(SOY CMS もしくは各種 SOYApp)及びサイトを運営する予定のドメインの申請を行い、また別途定める対価の支払いをした場合に成立します。契約成立によって利用者は本契約に基づいた本ソフトウェアの利用を行えるようになります。

その他、NIA が特別に認めた場合にも利用者は本契約に基づいた本ソフトウェアの利用を行うことができます。

第 1 条(SOY CMS および SOY App の利用)

1)NIA は、本ソフトウェアに関する、知的財産権を含む全ての権利を有し、本契約において明示的には許諾していない全ての権利も有します。NIA は本ソフトウェアを利用するものが、本契約に基づき利用しているか判断することができます。

2)本契約は利用者に対し本ソフトウェアの独占的使用を認めるものではありません。

3)利用者は本契約に従って本ソフトウェアを利用することができます。ただし、譲渡および再許諾を行うことはできません。

4)ひとつのライセンスによる本契約に基づく本ソフトウェアの利用は、《本契約締結の条件》に定めた、申請のあったひとつのドメインにおいて使用される範囲に限られます。

5)複数のドメインにおいて利用する場合であっても、それが申請のあったドメイン以下のサブドメインである場合は、ひとつのライセンスにより全てのサイトについて利用が許諾されます。

第 2 条(複製の作成)

利用者は、本ソフトウェアの複製を作成することができます。ただし、本契約もしくはその他 NIA が定める契約に基づかなければ、複製を動作させることはできません。

第 3 条(改変)

1)利用者は、著作権法第 47 条の 2 の規定に基づき複製、翻案することができます。

2)利用者は、第三者に本ソフトウェアの改変を委託することができます。

3)改変・追加された部分に関して、著作権は改変者に帰属し、当該部分に関するライセンスは改変者が定めることが

できることとします。

4)利用者および改変者は、NIA に対し、NIA から要請があった場合には、第三者との秘密保持契約等に抵触しない範囲において、本ソフトウェアの発展を目的として、改変部分の仕様を開示しなければなりません。この場合、NIA は利用者および改変者の同意無しに改変部分の仕様を公開することはいたしません。

第 4 条(再配布)

1)利用者が本ソフトウェアおよび本ソフトウェアの複製を第三者に配布することはできません。

2)利用者に対し、NIA が本契約以外において再配布を許可している場合においては、再配布された本ソフトウェアおよび本ソフトウェアの複製の取り扱いに関しては、再配布を許可しているライセンスの条項が適用されます。

第 5 条(サポート)

本契約にはライセンス発行より 180 日間、3 インシデントまでのサポートの提供が付属します。利用者が NIA からさらなるサポートを必要とする場合は、別途サポート契約を結ぶ必要があります。その他サポート提供の詳細に関しては、SOY CMS サポート規約(<http://www.soycms.net/web/files/terms/SOYCMSSupport.pdf> サポート提供の条件、対価・対応インシデント数、対価の支払い、契約期間の条項を除く)に準拠します。

第 6 条(コンプライアンス)

利用者は、本ソフトウェアの利用について、本ソフトウェア利用に及ぶ全ての法律を遵守する義務を負います。

第 7 条(禁止事項)

1)本ソフトウェアから派生するソフトウェアを配布すること。ただし、別途派生物の配布を許可するライセンスを NIA が利用者に対し発行している場合は、配布される派生物の取扱いは、派生物の配布を許可しているライセンスの条項が適用されます。また、NIA の定める仕様に基づくプラグインの配布は、これを許可します。プラグインの利用に関するライセンスを定める権利は、プラグイン開発者が有します。

2)本ソフトウェア上から権限の表示または商標を完全に削除すること。ロゴ画像を改変すること。

3)他者にホスティング・サービスを提供するために本ソフトウェアを利用すること。

第 8 条(個人情報保護)

利用者が NIA に対し提供した個人情報は、すべて NIA プライバシー・ポリシー(http://www.n-i-agroinformatics.com/privacy_policy/)によって管理されます。利用者は本ソフトウェアを利用するに当たり、当該プライバシーポリシーを理解し、それに同意したものといたします。

第 9 条(無担保・無保証)

本ソフトウェアは現状で提供され、一切の担保および保証をいたしません。NIA は動作およびソフトウェアが第三者の権利を侵害していないことについて、明示的にも黙示的にも如何なる担保・保証責任を負わないものとします。本ソフトウェア利用に関する判断は、利用者の責任で行うこととします。

第 10 条(免責)

本ソフトウェアの利用に伴う一切の直接的、間接的、偶発的、例外的、結果的、懲罰的損害について、NIA および NIA の役員、従業員、関連会社、社外パートナーは一切の責任を負いません。

第 11 条(契約の終了)

1)利用者が本契約に違反した場合は、NIA は催告無く本契約を終了させることができます。

2)利用者からのお申し入れがあった場合、本契約は終了します。

3)本契約が終了した場合、利用者は直ちに本契約に基づく本ソフトウェアの利用を停止しなければなりません。

4)本契約終了後も、第 1 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条の規定は有効とします。

5)NIA は Web サイトにおける公示もしくは電子メールによる通知の方法で利用者に通知することにより、本ソフトウェアに関する一切の機能・仕様ならびに課金条件を変更することができます。

第 12 条(一般規定)

- 1)本ソフトウェア利用に関する NIA と利用者の契約は本契約をもって全てとし、本契約締結以前の契約は全て本契約に吸収されるものとします。
- 2)本契約の当事者である地位を第三者に譲渡することはできません。
- 3)本契約のいずれかの条文が管轄裁判所において法律に抵触すると判断された場合にも、その他の条文の一切は有効であるとしてます。また、当該条文については法律の範囲において元の条文の趣旨を最大限考慮してその内容を判断するものとします。

第 13 条(準拠法・管轄裁判所)

本契約は、日本国法を準拠法とし、同法に従って解釈されます。また、京都地方裁判所を第一審の専属管轄とします。